

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 24 号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和 35 年岩手県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(引渡しを受けた物資の受領調書の作成)</p> <p>第 9 条 規則第 2 条第 2 項の規定により収用又は使用すべき物資の引渡しを受けた<u>吏員</u>が同条第 3 項の規定により受領調書（様式第 5 号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立会いの下で行うものとする。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(扶助金支給申請書の様式等)</p> <p>第 16 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第 25 条の規定により救助に関する業務に協力した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、法第 29 条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、規則第 6 条及び<u>前各号</u>に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付するものとする。</p> <p>別表第 1（第 6 条関係）</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 学用品の給与</p> <p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（<u>盲学校、ろう学校及び養護学校</u>（以下「<u>特殊教育諸学校</u>」という。）、<u>の</u>）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び<u>特殊教育諸学校</u>の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、<u>特殊教育諸学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>9～13 [略]</p> <p>様式第 5 号（第 9 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="183 1966 802 2058"><tr><td data-bbox="183 1966 802 2011">受 領 調 書</td></tr><tr><td data-bbox="183 2011 802 2058">[略]</td></tr></table>	受 領 調 書	[略]	<p>(引渡しを受けた物資の受領調書の作成)</p> <p>第 9 条 規則第 2 条第 2 項の規定により収用又は使用すべき物資の引渡しを受けた<u>職員</u>が同条第 3 項の規定により受領調書（様式第 5 号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立会いの下で行うものとする。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(扶助金支給申請書の様式等)</p> <p>第 16 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第 25 条の規定により救助に関する業務に協力した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、法第 29 条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、規則第 6 条及び<u>前項各号</u>に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付するものとする。</p> <p>別表第 1（第 6 条関係）</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 学用品の給与</p> <p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（<u>特別支援学校の小学部児童</u>を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び<u>特別支援学校</u>の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、<u>特別支援学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>9～13 [略]</p> <p>様式第 5 号（第 9 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="869 1966 1489 2058"><tr><td data-bbox="869 1966 1489 2011">受 領 調 書</td></tr><tr><td data-bbox="869 2011 1489 2058">[略]</td></tr></table>	受 領 調 書	[略]
受 領 調 書					
[略]					
受 領 調 書					
[略]					

岩手県事務（技術）吏員

受領者 氏 名印

[略]

(A 4)

様式第 7 号（第11条関係）

(表)

[略]

(裏)

公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 公用令書の交付を受けた者は、この令書を携行し、指定の日時及び場所に出頭し、当該吏員に届け出ること。

2～5 [略]

岩手県職員

受領者 氏 名印

[略]

(A 4)

様式第 7 号（第11条関係）

(表)

[略]

(裏)

公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 公用令書の交付を受けた者は、この令書を携行し、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。

2～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。